

第92回 草津市障害児(者)自立支援協議会 定例会議 (令和5年度)

日時:令和6年3月21日(月)午前9:30~11:30

場所:草津市役所8階 大会議室

開会

1. 振り返り

2. 活動報告

(1) 課題別懇談会の報告 …………… 資料

- ① 湖南4市地域生活支援拠点整備事業
- ② 重度心身障害児者の入浴支援調査に関する懇談会
- ③ 精神障害者・発達障害者支援に関する懇談会
- ④ 強度行動障害者支援の懇談会

(2) 相談支援部会 …………… 資料

(3) 子ども支援部会…………… 資料

3. R6年度からの湖南4市自立支援協議会の体制変更について ……………資料

4. トピックス

事業説明 障害福祉課 國松氏

(1) 湖南4市地域生活支援拠点整備事業について ……………資料

質疑応答

(2) 障害者差別解消法改正と地域協議会について 事業説明 ……………資料

5. 新規事業所・構成団体や機関の活動…2 機関 ……………資料

6. その他 アンケート (次年度への希望等も含みご記入をお願いします)

新年度：令和6年度 今後の草津市障害児(者)自立支援協議会の日程

- ① 5月21日(火) 9:30~11:30 (全体会議) 草津市役所2階 特大会議室
- ② 7月22日(月) 9:30~11:30 (定例会議) 草津市役所2階 特大会議室
- ③ 9月19日(木) 9:30~11:30 (定例会議) 草津市役所2階 特大会議室
- ④ 11月14日(木) 9:30~11:30 (定例会議) 草津市役所2階 特大会議室
- ⑤ 1月24日(金) 9:30~11:30 (研修会) 草津市役所2階 特大会議室
- ⑥ 3月21日(金) 9:30~11:30 (定例会議) 草津市役所2階 特大会議室

令和5年度課題別懇談会

	テーマ	懇談会の開催数	取組の状況 (後半を終了して、次年度への方向性)
1	●湖南4市 地域生活支援 拠点整備事業	・懇談会:1回開催 (4市調整の要綱整備などが遅れ、1回のみ開催)	・湖南4市で進めている拠点整備事業の内容の確認をした。 その他事務局等の動き:障害児者の緊急な対応(短期入所等)が可能となりうる市内事業所への訪問 ⇒事業の説明と緊急対応の受け入れの可能性について懇談し、事業推進の地ならしになった。 (障害者のグループホーム、共生型グループホーム等)
2	●重度心身障 害児者の入浴 支援調査に関 する懇談会	・懇談会:2回開催 ・R6年2月にアンケート 配布(現在集計中。3/1 時点の回収率 72.1% 49人返却/68人発送)	・令和4年度からの継続の地域課題。 ・重度心身障害児者の入浴の機会が少ないのではないか、更に医療的ケアが必要な人の入浴には医療機械の管理をしながら実施するため、安全に入浴ができる環境、人材、機材等が必要なため一層入浴がしにくい現状がある。懇談会では、保護者や支援者からの話を伺い、現状の共有と、入浴に関する困り事、今後の入浴支援への希望について話し合った。また、実態調査のアンケートは障害福祉課が中心となり発送し、懇談会では質問項目の検討など意見出しも行った。
3	●精神障 害者・発達障 害者支援に関 する懇談会	・懇談会:2回開催	・精神障害者の方、並びに発達障害者の方の生活の困りごとに焦点化して現状や課題を話し合った。 【懇談会を開催して】…意見から 「大人になってからの生活の困り事は似かよっていても、そこに至る背景や解決に向けた取組は異なるのではないか。」 ○発達障害の支援は、 ・予防的対策として、幼少期等の早期の関わりとライフステージごとの切れ目のない支援(支援機関や支援内容のつなぎ)が重要。 ・そのための体制づくりはどうしたらよいのか。 ○精神障害者の支援は、 ・病院、訪問看護、保健所、薬局、相談支援、福祉サービス関係者、地域等、広いかかわりの支援者のネットワークづくりが重要 ・「にも包括」の推進のため、長期入院者や入退院を繰り返す人の事例に寄り添った支援に取り組もう。 【来年度に向けた取組の方向性】…精神障害者、発達障害者それぞれの支援を別の懇談会での検討に分けて協議へ。

4	<p>●強度行動障害者支援の懇談会</p>	<p>・懇談会：2回開催 ・生活介護事業所巡回しての研修を、別日に1回開催</p>	<p>・重い障害のため意思疎通の困難さ、音や視覚情報等の環境への過敏な反応してしまう強度行動障害者の個々の特性を知り、本人の好みや得意なことを糸口に、支援の工夫を継続している生活介護事業所の取り組みを共有化する目的で開催した。 ・保護者や支援者などそれぞれの立場から報告し、今ある課題を共有した。</p> <p>○懇談会の意見</p> <p>・強度行動障害は、重度知的障害、発達障害からの二次障害といわれており、予防的支援が重要。 ・色々な課題がある中で、優先順位の高いものとして、①幼少期からの支援のつなぎ、②通所先等でのより良い支援の検討と実践の検討について取り組んでほしいという意見が出た。 ・それぞれの生活介護事業所の取り組みを学ぶために訪問し、情報交換を行い、実践につなげる取り組みの一步になった。</p>
---	-----------------------	--	---



草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

相談支援部会	報告者	中原・事務局
部会長 中原(わかたけ) 【会議進行】わかたけ 中原部会長 副部会長 熊越(ほっとココ)		
【構成機関】 風、歩歩、大地、わかたけ、ディフェンス、クロスロード(辻義塾)、おひさまはうす、アザレア、はたらこっと、ぽアソ、栄寛、レモネード草津、風彩、草津市発達支援センター、ほっとココ、草津市障害福祉課、基幹相談支援センター (事業所数:15 事業所)		
【相談支援部会の目的】 ●利用者の思いに沿った質の高いサービス等利用計画等の作成を目指し、研鑽する ●他機関との連携や相互協力が活発に行えるよう情報共有 ●地域課題の共有と検討		
【第5回:部会の概要】 日時:令和5年12月20日(水)時間 13:30~15:30		
【参加】 ○出席 12事業所13人 ○欠席:5事業所 全参加者数:16人 【研修内容】 ① 草津市UDCK 山口氏:まちづくり事業への参加協力等 ② 相談支援事業に係る報酬・加算について ③ 地域課題についての共有 事前資料の提出 ○相談支援事業の経営と報酬についての研修:話題提供(障害者福祉センター涌井センター長) ・適切な報酬・加算の請求の推進 (意見交換等) ・コロナ時に広がった在宅ワークの確認(モニタ)の対応の仕方と加算の請求 ・拠点整備の緊急時対応時の加算請求と相談員の動きの範囲 ・現状…各事業所の相談員の情報の保持や理解のばらつきあり 等 ○地域課題について ・日中一時支援の当該事業所の悩みは運営面の課題。十分な人員体制で対応ができない。一方、利用者の親などから日中一時支援が不足しているという声あり。⇒量的不足と利用者に応じた事業所の選択が難しい(マッチング)等両面で課題がある。 ・放課後等デイサービスと日中一時支援事業の開所時間の差 ⇒ 成人期になり、放課後等デイサービスより、生活介護等の終了時間が早くなることで、家族の就労に影響が出る事例もある。 ・生活介護事業所が実施している日中一時支援事業。⇒広く一般の人を受け入れる事業所は少ない現状。 ・相談支援部会は、どのようにして利用者の実態を把握して共有するのか? ⇒各相談員の支援の実例を積み上げる丁寧な作業と全体像の把握に努める。		

【第6回:部会の概要】 日時:令和6年2月21日(水)時間 13:30~15:30

【参加】 ○出席: 7事業所 7人 ○欠席:8事業所 ○全参加数:11名 【研修内容】 ① 情報共有 ② 地域生活支援拠点整備事業の説明(障害福祉課国松氏) ③ 令和6年度の相談支援部会の日程、自立支援協議会等の日程案内 ④ 障害福祉課からの連絡事項進行		
--	--	--

●情報共有

- ・ 障害児等 学校との連携の進め方の課題（発達支援センター）
- ・ 未就学児の土日利用できる居場所がない…情報提供で、未就学児の預かりをしてくれる事業所の紹介
- ・ 就労 A・B 事業所の 日中一時支援のあり方について：（草津市の要件:家族のレスパイトが主な利用目的）一方、一人暮らしの方の利用希望が増加
- ・ 日中サービス支援型グループホームの利用者が移動支援や通院介助での利用要請が数多くある。
日中支援型はどこまで対応するのかという疑問

●湖南圏域の地域生活支援拠点整備事業の説明（國松氏）

ガイドラインの説明、事業所全体の理解の促進…まだまだ相談支援専門員自体がこの事業の全体像を理解するのはこれから。

自立支援協議会定例会にて（3月21日）ではさらに多様な分野の構成機関となるため、繰り返し、丁寧な説明を。

●障害福祉課からの連絡事項

各事業所に計画相談の依頼の仕方の変更

計画相談の受任調整は、令和6年度より、直接利用者が計画相談支援事業所に計画の依頼をする方式に変更の予定。

●日中サービス支援型グループホーム（県外）の虐待事案の新聞報道についての共有

●令和6年度の相談支援部会の日程別紙のとおり……1回目は4月17日（水）13:30～15:30

※参考 **令和6年度**の相談支援部会の日程

1回目	4月17日（水）	偶数月の第3（水）
2回目	6月19日（水）	//
3回目	8月28日（水）	偶数月の第4（水）
4回目	10月23日（水）	//
5回目	12月20日（金）	偶数月の第3（金）
6回目	2月13日（水）	偶数月の第2（水）

草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

◆子ども支援部会

【目的・内容】障害のある子どもの通所や相談支援、医療的ケア等にかかる関係会議の報告を受け、支援の現状や課題について協議

【参加機関】

放課後等デイサービスきらり、放課後等デイサービス第2ももスマイル、よつば訪問看護ステーション、草津養護学校、発達支援センター、おひさまはうす、基幹相談支援センター、障害福祉課

日程	内容
3月28日(予定)	下記の関係会議の報告を行い、児童の通所支援、医療的ケア、児童の相談支援にかかる現状や課題を共有し、今後関係会議で検討すべきことを協議

◆関係会議

(1) 草津市放課後等デイサービス連絡会

【目的・内容】

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため交流会と研修会を実施

【参加機関】市内事業所

○情報交換交流会

日程	内容
第1回:4月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へ迎えに行く時の駐車場の課題について学校と協議。 ・学校との連携について、児童生徒の送り出しや通常級在籍児童の情報交換等について協力依頼。 ・放課後等デイサービス事業所説明会について ・広報、当日のスケジュール、会場配置、当日までの事務作業について協議 ・湖南圏域サービス調整会議「行動障害ネット」(12月)の報告の資料検討 ・次年度の報酬改定の内容や事業所の対応について意見交換
第2回:6月1日(木)	
第3回:9月15日(金)	
第4回:11月27日(月)	
第5回:2月28日(水)	

○研修検討会議

日程	内容
第1回:5月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施前後に方法や内容について協議
第2回:7月14日(金)	
第3回:11月15日(水)	
第1回研修会 6月27日(火) (17事業所23人)	<ul style="list-style-type: none"> ・3つのテーマについてグループに分かれて、各グループの1事業所が実践報告を行い、研修を実施。 ・各グループのテーマ <ul style="list-style-type: none"> グループ① 子どもの年齢や障害程度による集団編成や活動内容 グループ② 他児とトラブルになる利用者への対応 グループ③ 学校や、児童発達支援、就労系サービスとの連携
第2回研修会 9月22日(金) 22事業所(29名参加)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法は第1回と同様。1つの実践報告について参加者の経験年数や役職に応じてグループを分け研修を実施。 テーマ「子どもの年齢や障害程度による集団編成や活動内容について」

○事業所説明会

10/3(火) (保護者43名参加)	・市民を対象に制度説明や事業所とサービス内容について質疑応答の機会を設け、サービスにかかる情報提供の機会とした。
-----------------------	--

(2) 草津市医療的ケア児等支援推進協議会

【目的・内容】

医療的ケアの必要な子ども等への支援について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を推進するため開催

【参加機関】小児保健医療センター、滋賀県障害者自立支援協議会、滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターこあゆ、よつば訪問看護ステーション、放課後等デイサービス ゆにこ青地、多機能型事業所 ちょらんど、放課後等デイサービス あおぞら、草津市基幹相談支援センター、滋賀県立草津養護学校、滋賀県草津保健所、市関係課(子育て相談センター、幼児課、児童生徒支援課、障害福祉課、発達支援センター)

日程	内容
7月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児等コーディネーターの令和4年度活動報告 ・ケースを通して活動報告を行った。 ・主な検討事項は学齢期の看護師配置、人工呼吸器が必要な児童の退院後の在宅生活や地域の学校生活の支援、子育て相談センター保健師と連携しながら早期療育へつなぐ支援等。 ・令和5年度活動の中間報告を行い、該当事例について、別途関係機関で支援会議を開催した。 ○支援にかかる制度等を保護者へ周知するガイドブック案の協議

(3) 障害児相談支援体制検討プロジェクト

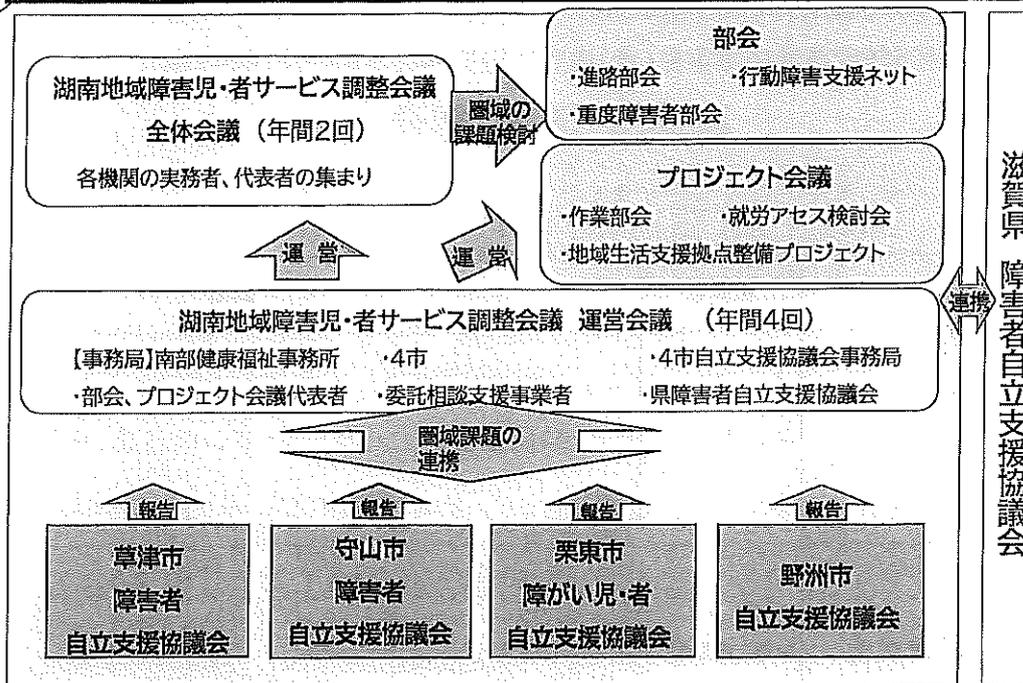
プロジェクトとしてではないが、4年度、5年度の新規障害児相談支援事業所と児童の相談支援の現状や課題について協議を行った。

日程	内容
6月27日(火) 3月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談センターや発達支援センターの相談対象や相談支援事業所との連携について確認 ・園所や学校に相談支援事業所の役割について周知が必要。 ・保育所等訪問支援の必要性の確認や進め方について確認

これまで

湖南地域障害児・者サービス調整会議 の構成

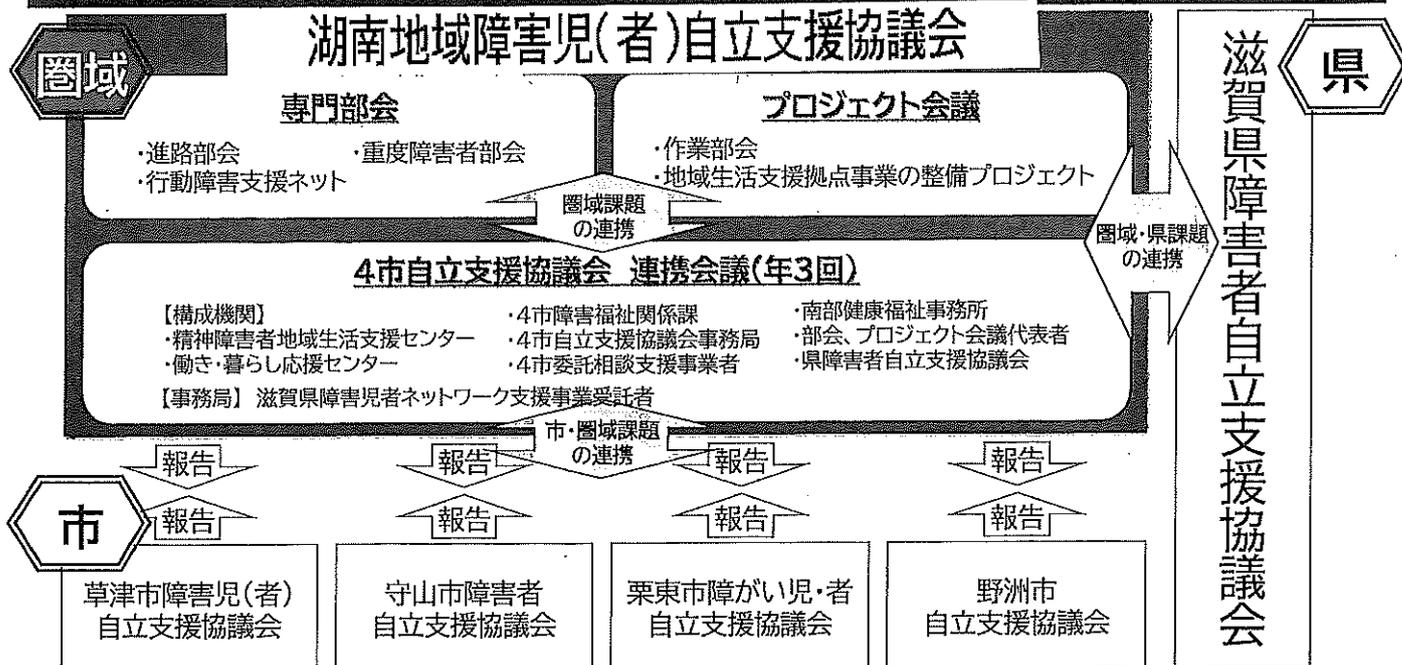
湖南地域サービス調整会議 / 4市自立支援協議会 の重層的な仕組み



変更の要点 事務局の変更と名称の変更

これからの湖南地域 障害者自立支援協議会の構成

湖南地域・4市 自立支援協議会の重層的な仕組み



地域生活支援拠点等整備事業について

1

はじめに

- ①地域生活支援拠点等整備事業とは？
- ②草津市の障害者福祉の動向について
- ③地域生活支援拠点等整備事業を進めるにあたって
- ④地域生活支援拠点等整備事業への登録について
- ⑤今後の予定について

2

①地域生活支援拠点等整備事業とは

障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活し続けていくためには、障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、様々な支援が切れ目なく提供される必要があります。

3

①地域生活支援拠点等整備事業とは

地域の実情に応じた創意工夫のもと、障害のある方の生活を地域全体で支えるための体制づくりを地域生活支援拠点等整備事業といいます。

4

①地域生活支援拠点等整備事業とは

(拠点等を整備するうえでの根拠)
国が定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に位置付けられています。また、この基本的な指針を受け、草津市では障害福祉計画に拠点等の整備について記載しています。

5

①地域生活支援拠点等整備事業とは

(目的)

(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

6

①地域生活支援拠点等整備事業とは

(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害のある方等の地域での生活を支援する。

7

①地域生活支援拠点等整備事業とは

(拠点等に求められる機能)

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受け入れ、対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

8

①地域生活支援拠点等整備事業とは

(1) 相談

緊急時における支援が見込めない障害のある方等の世帯を事前に把握し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害のある方等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

9

①地域生活支援拠点等整備事業とは

(2) 緊急時の受け入れ、対応

短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

10

①地域生活支援拠点等整備事業とは

(3) 体験の機会・場

障害のある方が養護者等からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能

11

①地域生活支援拠点等整備事業とは

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害のある方等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能

12

①地域生活支援拠点等整備事業とは

(5) 地域の体制づくり

障害のある方等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

13

②草津市の障害者福祉の動向について

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

人数	H30	R1	R2	R3	R4
1級	1,289	1,288	1,290	1,299	1,323
2級	514	518	534	538	529
3級	624	622	624	639	625
4級	926	924	921	914	919
5級	330	358	376	339	329
6級	241	256	258	267	271
合計	3,924	3,966	4,003	3,996	3,998

令和3年度と令和4年度の合計の手帳所持者数を比べると増減はありませんが、合計の手帳所持者数に占める1級、2級の手帳所持者数は、令和3年度で約45.9%、令和4年度で約46.3%と増加しています。

14

②草津市の障害者福祉の動向について

(2) 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

人数	H30	R1	R2	R3	R4
A1(最重度)	180	189	190	196	197
A2(重度)	162	174	180	186	192
B1(中度)	308	328	337	343	363
B2(軽度)	479	503	543	585	615
合計	1,129	1,194	1,250	1,310	1,367

令和3年度と令和4年度の合計の手帳所持者数を比べると増加しています。特に、B1とB2を合わせた手帳所持者の占める割合が令和3年度で約70.8%、令和4年度で約71.5%と高くなっています。

15

②草津市の障害者福祉の動向について

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

人数	H30	R1	R2	R3	R4
1級	77	88	100	95	104
2級	528	562	624	663	731
3級	289	315	318	320	370
合計	894	965	1,042	1,078	1,205

令和3年度と令和4年度の合計の手帳所持者数を比べると増加しています。特に、1級と2級を合わせた手帳所持者の占める割合が令和3年度で約70.3%、令和4年度で約69.3%と重度の方の割合が高くなっています。

16

②草津市の障害者福祉の動向について

(4) 各手帳所持者の年齢別の状況 (令和4年度) (単位:人)

	20歳未満	20歳以上～ 40歳未満	40歳以上～ 50歳未満	50歳以上～ 65歳未満	65歳以上	計
身体障害者 (身体障害者手帳所持者数)	109 2.7%	200 5.0%	204 5.1%	599 15.0%	2,884 72.2%	3,996
精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳所持者数)	34 2.9%	370 30.7%	251 20.8%	344 28.5%	206 17.1%	1,205

	20歳未満	20歳以上～ 40歳未満	40歳以上～ 60歳未満	60歳以上	計
知的障害者 (療育手帳所持者数)	514 37.6%	504 36.9%	250 18.3%	99 7.2%	1,367

17

③地域生活支援拠点等整備事業を進めるにあたって

草津市では、今後も障害のある方が増加傾向にあります。緊急時に受け入れ、対応ができる事業所が少なく、支援者が対応に苦慮している状況にあります。

18

③地域生活支援拠点等整備事業を進めるにあたって

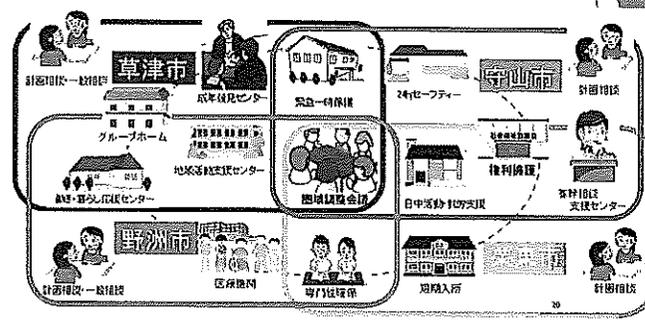
そのため、同じ悩みを抱える守山市、栗東市、野洲市の湖南圏域3市と協力し、1つの市に機能を集約するのではなく、既存の社会資源を活用しながら、面的に整備を行います。

また、湖南圏域の関係者を集めた会議で緊急時の受け入れ、対応を優先して取り組んでいくこと確認しました。

19

③地域生活支援拠点等整備事業を進めるにあたって

(湖南圏域における地域生活支援拠点等のイメージ図)



20

③地域生活支援拠点等整備事業を進めるにあたって

(イメージ図補足)

(1) 地域の生活圏域として日頃から結びつきがあり、障害福祉サービスでも連携している関係性を活かした地域の社会資源をつなぐネットワーク整備を行います。

21

③地域生活支援拠点等整備事業を進めるにあたって

(2) 関係機関が拠点等の整備の重要性を共通認識として持ち、お互いに連携を図っていきます。

22

③地域生活支援拠点等整備事業を進めるにあたって

今回の地域生活支援拠点等事業の考え方は、これまでの相談や短期入所での調整の考え方を大きく変えるものではありません。緊急時にこれまで以上に必要な支援につなげていくこと。

23

③地域生活支援拠点等整備事業を進めるにあたって

また、緊急時の支援が必要になった本人はもちろん、緊急時に対応することになった「誰か」が困ることのないように地域全体で支える仕組みを築いていくことが目的です。

24

③地域生活支援拠点等整備事業を進めるにあたって

事業の実施には各事業所をはじめ、関係者の皆様のご理解とご協力が必要です。
ご協力いただける場合は、拠点等への登録をお願いします。

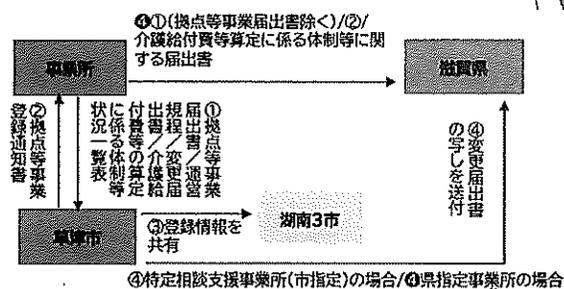
※拠点等に登録に必要な支援を行えば、新たに、障害福祉サービス費等の報酬算定（加算の取得）が可能になります。（地域生活支援拠点等事業ガイドライン抜粋参照）。

④地域生活支援拠点等整備事業への登録について

拠点等への登録には、まず、事業所の運営規程に拠点等の機能を担うことを追加していただく必要があります。その他、手続きの流れについては、次のページをご覧ください。

④地域生活支援拠点等整備事業への登録について

（拠点等への登録フロー図）



⑤今後の予定について

令和6年4月以降、障害福祉課において地域生活支援拠点等整備事業の登録について受付を開始します。（事業所の所在地がある市町村で登録をお願いします）。
また、必要に応じて事業所等へ事業説明を行います。

草津市・守山市・栗東市・野洲市 地域生活支援拠点等整備事業ガイドライン抜粋

★地域生活支援拠点等整備事業の型式

国が示す『多機能拠点整備型』（必要な機能を特定の施設に集約）と『面的整備型』（複数の機関が分担して機能を担う）の2種類のうち、湖南圏域では、『面的整備型』を採用し、既存のあらゆる社会資源のネットワークを強化し、それぞれの機関が担う役割を整備します。

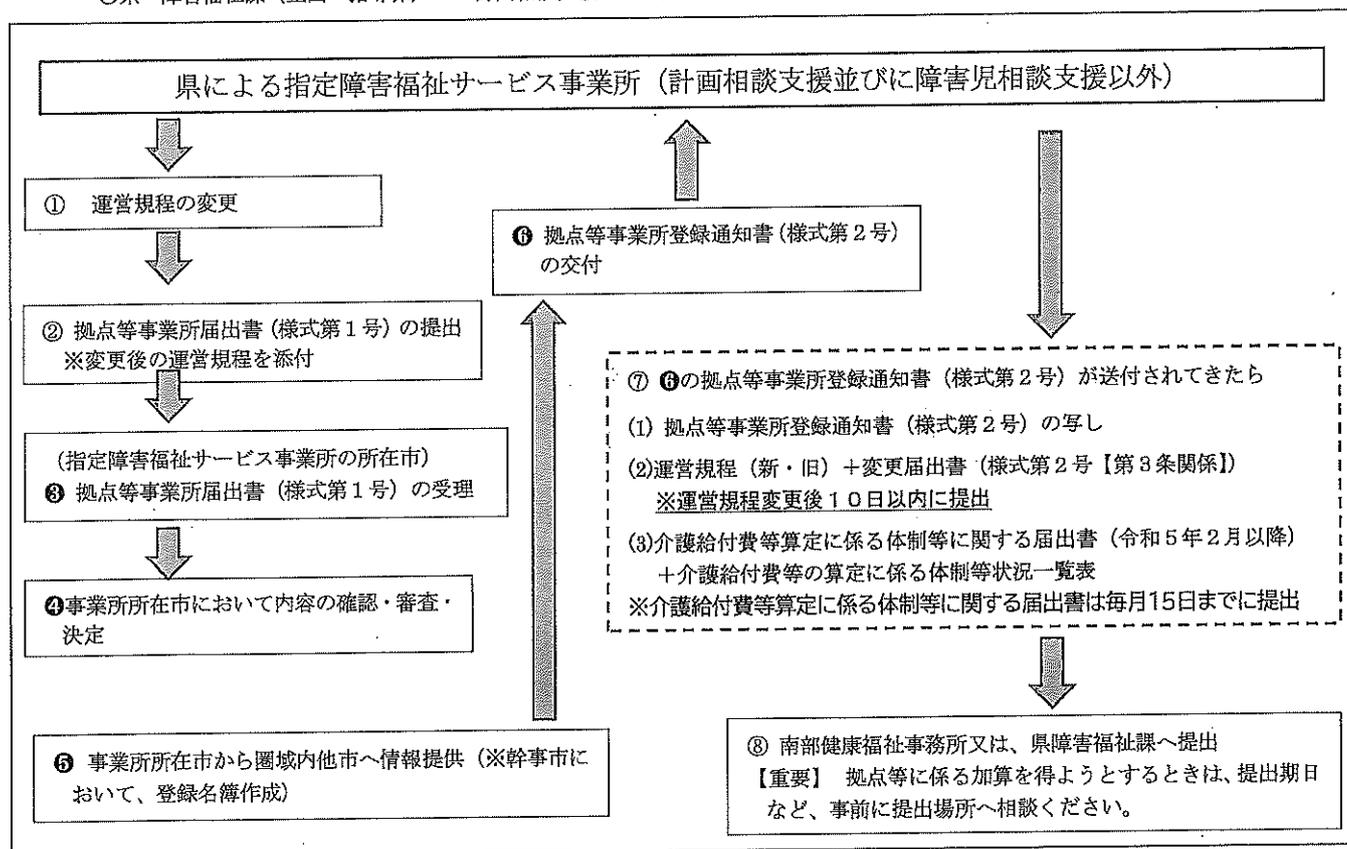
なお、地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」といいます。）の機能を担う事業所については、それぞれの事業所の運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを明記するとともに当該市に届け出を行い、市が該当事業所として認めることを要します。

★地域生活支援拠点等整備事業を担う事業所の手続きの流れ

事業所は運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを明記し、拠点等の機能を担う事業所としての届出書（様式第1号）を事業所が所在する市へ提出します。

○湖南圏域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録手順について <その1>

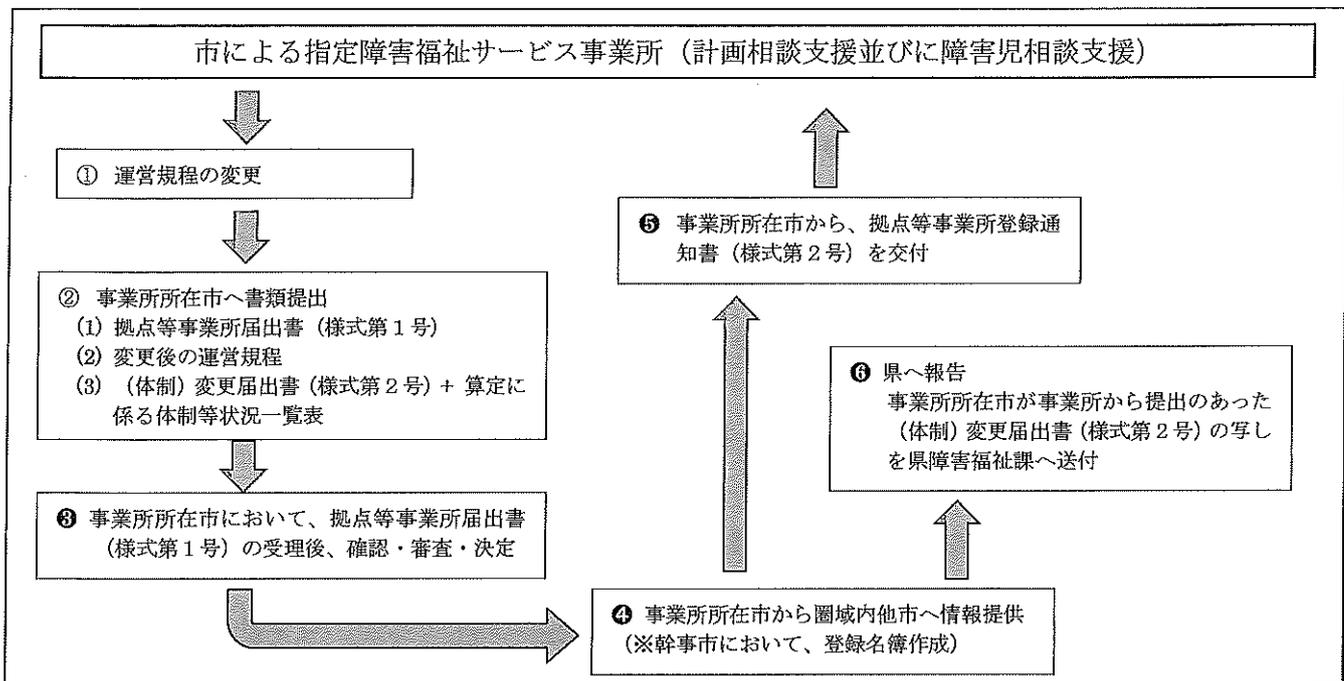
- 県・南部健康福祉事務所 → 指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）事業所の場合
 （※居宅介護事業所の対象サービスは、身体介護、身体介護を伴う通院等介助のみ）
- 県・障害福祉課（企画・指導係）→ 計画相談支援並びに障害児相談支援を除く、上記以外の指定障害福祉サービス



【注意】 ①、②、⑦、⑧は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、④、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。

○湖南圏域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録手順について <その2>

○各市障害福祉支援所管課 → 計画相談支援並びに障害児相談支援



【注意】 ①、②は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、④、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。

★地域生活支援拠点等整備事業の機能について

1) 相談

緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行います。

地域生活支援拠点等相談強化加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・700単位/月4回まで

(ア) 内容

相談支援事業所の相談支援専門員が、緊急の事態が生じた利用者等に対し、その要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報を提供及び利用に関する調査を行った場合、利用者1人につき、1月に4回を限度に算定できる。

(イ) 対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

(ウ) 基準

- ・利用者等からの要請に基づき速やかに情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること
- ・自立支援協議会、又は相談支援部会等に年間半数以上出席をしていること

2) 緊急時の受け入れ対応

短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

I. 緊急時対応加算（拠点等の場合プラス）・・・・・・・・・・ 50単位/回

(ア) 内容

利用者からの要請に基づき、居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、計画にはない介護等を緊急に行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度に100単位を算定できる。また、拠点等の場合には、更に50単位を上乗せできる。

(イ) 対象サービス

居宅介護サービス（身体介護、身体介護を伴う通院等介助、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

(ウ) 基準

- ・利用者等からの要請を受けてから概ね24時間以内に支援できる体制にあること

II. 緊急時支援加算（拠点等の場合プラス）・・・・・・・・・・ 50単位/回

(ア) 内容

①緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜等（午後10時～午前6時）速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合、1日につき緊急時支援加算（I）」の711単位を算定できる。拠点等の場合には更に50単位を上乗せできる。

②緊急時利用者からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合、1日につき緊急時支援費（I）712単位を算定できる。拠点等の場合には更に50単位を上乗せできる。

(イ) 対象サービス

- ①自立生活援助 ②地域定着支援

(ウ) 基準

緊急時の要請に基づき速やかに訪問等支援できる体制にあること

III. 緊急短期入所時受入加算・・・・・・・・・・ 100単位/日

(ア) 内容

地域生活支援拠点等として位置づけられた短期入所施設が、利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず利用者全員について、利用開始日に算定できる。

(イ) 対象サービス

短期入所

(ウ) 基準

- ・枠に空きがあれば、当日の相談であっても支援できる体制にあること
- ・利用実績のない利用者に対しても支援できる体制にあること（強度行動障害や医療的ケア等は要相談としても差し支えない）
- ・土日・祝日も受け入れできる体制にあること

3) 体験の機会・場

障害者等が親元からの自立や、病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場の提供を行います。

I. 体験利用支援加算（拠点等の場合プラス）・・・・・・・・・・ 50単位/回

(ア) 内容

体験的な利用支援を行った場合、15日以内に限り1日につき体験利用支援加算（I）又は（II）に拠点等の場合、更に50単位を上乗せできる。

(イ) 対象

日中系サービス（生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、地域移行支援）

(ウ) 基準

- ・体験的な利用支援において、関係機関との適正な連絡調整・相談援助等ができる体制にあること

II. 体験宿泊加算（拠点等の場合プラス）・・・・・・・・・・ 50単位/回

(ア) 内容

体験的な宿泊支援を行った場合、15日以内に限り1日につき体験利用支援加算（I）又は（II）に拠点等の場合、更に50単位を上乗せできる。

(イ) 対象

地域移行支援

(ウ) 基準

- ・体験的な宿泊支援において、関係機関との適正な連絡調整・相談援助等ができる体制にあること

III. 体験宿泊支援加算・・・・・・・・・・ 120単位/日

(ア) 内容

施設利用者が地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、施設従事者が地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定できる。

(イ) 対象

施設入所支援

(ウ) 基準

- ・体験的な宿泊支援において、地域移行支援事業者と適切な情報共有や相談援助、今後の支援方針の協議等ができる体制にあること

4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成します。

(ア) 内容

強度行動障害を有する方が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合に算定できる。

- ① 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備している場合、1日につき7単位を算定できる
- ② 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施した場合、1日につき180単位を算定できる

(イ) 対象サービス

生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く）

(ウ) 基準

- ・拠点等の届け出が無くても算定可能

5) 地域の体制づくり

障害者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行います。

I. 地域体制強化共同支援加算・・・2,000単位/回

(ア) 内容

相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、福祉サービス等事業者3者以上の職員等と会議により情報共有や支援内容を検討し、在宅での療養又は地域生活を行ううえで必要な説明、指導、支援等を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会に書面により報告した場合に算定できる。（利用者1人につき、月1回を限度とする。）

(イ) 対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

(ウ) 基準

- ・利用者等からの要請に基づき、速やかに情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること
- ・自立支援協議会、又は相談支援部会等に年間半数以上出席をしていること
- ・地域体制強化共同支援記録書を作成し、適切に保管すること

障害者差別解消支援地域協議会について考える

1

はじめに

- ①障害者差別解消支援地域協議会とは？
- ②何をするとところなのか？
- ③どこに設置されているのか？

2

①障害者差別解消支援地域協議会とは、
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」。）の
法第17条に基づくものです。

※（法）協議会を組織することができます。
とあります。

3

※ここで、障害者差別解消法とは何か少し振り返って確認したいと思います。

4

障害者差別解消法とは？

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定、

平成28年4月に施行されました。

5

また、令和3年5月に障害を理由とする差別の解消の一層の推進、事業者への合理的配慮の提供の義務化、行政機関相互の連携強化、※障害を理由とする差別を解消するための支援措置強化等のため、法律の一部が改正され、

令和6年4月から施行されます。

6

※障害を理由とする差別を解消するための支援措置強化に含まれるものとして、障害者差別解消支援地域協議会の設置促進等に向けた取組みが含まれています。

7

②何をするとところなのか？

【期待される役割】

- ▶適切な相談窓口（機関等）の紹介
- ▶相談事案の対応例の共有・協議
- ▶構成機関等における調停、斡旋、後押し
- ▶障害者理解のための研修・啓発
- ▶合理的配慮に係る環境整備の検討等々

8

【参考】

協議会の事務については、法第18条に記載のあるほか、法第6条の、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」。）により詳しく定められています。

9

③どこに設置されているのか

▶滋賀県

→滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

10

▶草津市

→「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を有する協議会がない！

11

①各市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置状況

○協議会を設置

大津市、彦根市、甲賀市、
湖南市、高島市、米原市

（令和5年10月1日時点）

12

②各市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置状況

○地域自立支援協議会に機能を持たせて設置
長浜市、近江八幡市、野洲市、日野町

(令和5年10月1日時点)

13

③各市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置状況

○未設置

守山市、栗東市、東近江市、竜王町、
愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

(令和5年10月1日時点)

14

では、

**差別事象が起こった場合の対応、障害者
理解への啓発等をどうしているのか**

15

▶障害福祉課、人権センター、滋賀県、障害福祉サービス事業所、自立支援協議会等がそれぞれの協力のもと解決。各機関のみで解決している場合もある。

▶事例の蓄積や、検証についてそれぞれの機関が行っている。

▶障害者理解に係る啓発等について、それぞれが行っている。

16

①対応への課題

- ▶相談窓口により対応のばらつきが生じ、無用なトラブルを招く可能性がある
- ▶相談を受けた機関が課題解決のすべてを背負ってしまうことがある

17

②対応への課題

- ▶地域における障害者理解への考え方について、ばらつきが生じ正しく広がらない
- ▶情報共有、連携が不十分であり同じような問題が繰り返し起こる可能性がある等々

18

①本題

- ▶障害者差別の解消を効果的に推進するため、障害のある方にとって身近な地域、みなさまと一緒に、考えていきたいと思っています。
- ▶協議会の設置形態に特別な決まりはありませんが、既存の会議体（協議会）の枠組みを活用しつつ、必要なメンバーを加えることにより、参加いただく関係機関の方々の負担を抑えながら設置できたらと考えています。

19

②本題

- ▶まずは、来年度の自立支援協議会で、みなさまと「障害者差別解消支援地域協議会」について、調査研究を行っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

20

令和5年度草津市障害児(者)自立支援協議会定例会議(第92回)

事業所・活動 紹介

No.	所属	担当者	備考
1	NPO法人草津手をつなぐ育成会	中島 由里子	広報「いくせい」
2	障がい者グループホーム ビホーム	ラ 今西 理恵	障がい者グループホームラビホームⅢ 男性棟 2024年3月1日OPEN パンフレット